

みなみまぐろ保存委員会(CCSBT)の概要

1. 署名・発効：1993年5月10日署名、1994年5月20日発効。
2. 加盟国：日本、豪州、NZ、韓国、インドネシア
(台湾は2002年8月より拡大委員会に参加)
協力的非加盟国・機関：フィリピン、南アフリカ、EC
3. 目的：ミナミマグロの保存及び最適利用の確保。
4. 適用：ミナミマグロについて適用（条約水域は特に規定されず）。
5. 規制措置：委員会を設置し、総漁獲可能量及び締約国に対する漁獲割当量等の保存管理措置を全会一致により決定。

【国別漁獲割当量（2007-2009年、日本のみ2007-2011年）】

日本	3,000 t
豪州	5,265 t
台湾	1,000 t
韓国	1,000 t
NZ	420 t
フィリピン	45 t
南ア	40 t
EC	10 t
インドネシア	750 t
計	11,530 t